

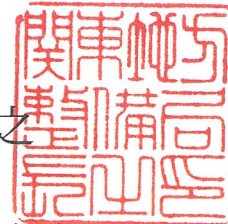
〒307-0007
茨城県結城市
小田林961

令和 6年 6月 7日

大橋解体工業（株）

大橋 忠 殿

関東地方整備局長
藤 卷 浩 之



一般 建設業の許可について（通知）

令和 6年 4月 9日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、茨城県知事 に係る許可については、建設業法第9条第1項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号	国土交通大臣 許可（般－6）第 29197 号
許可の有効期間	令和 6年 6月 7日から 令和11年 6月 6日まで
建設業の種類	
土木工事業 舗装工事業	とび・土工工事業 解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和11年 5月 7日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)